**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２７０号）**

**〔　被表彰者の選定理由に係る文書非公開決定異議申立事案　〕**

**（答申日　平成２８年９月３０日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、別表の「非公開が妥当と判断した部分」を除いて公開すべきである。

**第二　異議申立ての経過**

　１　異議申立人は、平成２７年７月２１日、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、「昭和６１年度卓越した技能者の表彰におけるレンズ研磨工（大阪）で表彰された者にかかる選定された理由のわかる文書」について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　２　平成２７年８月３日、実施機関は、本件請求に対する行政文書として「大阪府知事が労働大臣に提出した昭和６１年度卓越した技能者の表彰におけるレンズ研磨工（大阪）で表彰された者にかかる調書、推薦理由書の各々の控え」（以下「本件行政文書」という。）を特定し、条例第１３条第２項の規定により、行政文書の非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり公開しない理由を付して、異議申立人に通知した。

　　（公開しない理由）

　　　　条例第９条第１号に該当する。

　　　　本件行政文書には、個人の生年月日、本籍等が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が含まれている。

　　　　条例第８条第１項第４号に該当する。

　　　　本件行政文書には、個人の具体的な技能、功績等が記載されている。これらを公にした場合、個人の技能、功績等は一人ひとり異なるものであるが、記載された技能、功績等と同様の技能、功績等をもって当該表彰が授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じることで、当該又は同種の表彰事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

　３　異議申立人は、平成２７年９月２５日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に異議申立てを行った。

**第三　異議申立ての趣旨**

　　　異議申立てに係る行政処分（行政文書非公開決定）はこれを取り消すとの決定を求める。

**第四　異議申立人の主張要旨**

　　　異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　異議申立書における主張

　（１）公開しない理由中、「条例第９条第１号該当」について

個人の生年月日、本籍等は申立人としても開示要求対象情報ではない。これらは、開示対象の行政文書である「表彰された者にかかる調書」「推薦理由書」中、部分的に非開示にすること（一部非開示）が可能であり、内容的にも分離可能な情報である。従ってこの点を非開示理由とすることには何らの合理的理由もない。

（２）公開しない理由中、「条例第８条第１項第４号」について

ここでの「表彰事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、文書の保管者の有する単なる主観的ないし抽象的な「おそれ」では足りず、客観的、具体的に表彰事務に支障を及ぼす危険性を現に含むものでなければならない。

本件での表彰対象の技能は既に昭和６１年（１９８６年）という３０年近くも前のものであり、現時点において、「非公開決定」に言うところの、「誤解や憶測を招くおそれ」が具体的・現実的に存在するものとは到底言えない。

従ってこの点を非公開理由とすることもまた何らの合理性もない。

２　反論書における主張

（１）条例第９条第１号の該当性について

この点に関し異議申立人の異議申立てとの関係で、弁明書における実施機関の弁明によれば、「条例第９条第１号に該当する部分を除く部分については、条例第８条第１項第４号に該当すると判断するために本件処分を行った」とされている（弁明書第３の２）。

そうであるならば、結局本件での争点は、非公開理由としての条例第８条第１項第４号の該当性の有無ということに収斂されることになる（異議申立人としては実施機関弁明にかかる意味での条例第９条第１号該当性を争うものではない）。

（２）条例第８条第１項第４号の該当性について

　　ア　非公開事由の解釈に関して

ここでの「表彰事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、言うまでもなく、文書の保管者の有する単なる主観的ないし抽象的な「おそれ」では足りない。客観的に表彰事務に支障を及ぼす危険性を現に含むものでなければならず、しかもその支障も、通常のそれではなく、文言上からも明らかな通り「著しい」ものでなければならないのである。

　　イ　あてはめ

以上の観点から本件を見た場合、本件での卓越した表彰対象の技能は既に昭和６１年（１９８６年）という３０年近くも前のものであって、仮にそれを申請時点である現時点（２０１５年）において公開したところで、実施機関が抱くような「おそれ」、具体的には「記載された技能、功績等と同様の技能、功績等をもって当該表彰が授与された、あるいは授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じる」とか、あるいは「これにより実施機関へ推薦する団体が行う被表彰者の選定作業や実施機関が行う厚生労働省への被表彰者の推薦作業、さらには被表彰者を決定する厚生労働省における審査等にも支障を及ぼすおそれがある」とは到底言えない。

すなわち３０年前の過去において、卓越した技能を有していたとしてその功績が評価された技能に関して、その選定理由等が後世において明らかとなったとしても、それは歴史の一断面における技能に関する（実施機関による）技能評価の内容を公表するという意味でしかなく、仮に（３０年前の時点では）記載された技能、功績等と同様の技能、功績等をもって当該表彰が授与された、あるいは授与されるという誤解や憶測をするという可能性があったとしても、それが現在まで続くということはおよそ現実的ではない。

また過去（３０年前）の一時期に関する技能評価を公表することと、「実施機関へ推薦する団体が行う被表彰者の選定作業や実施機関が行う厚生労働省への被表彰者の推薦作業、さらには被表彰者を決定する厚生労働省における審査等にも支障を及ぼす」こととの間には、全く具体的な関連性はないものといわざるを得ないのであって、この点においても実施機関の言う、「おそれ」は単に行政機関の有する主観的あるいは感覚的な「おそれ」の域を全く出ないものであって、何ら現実的なものではなく、事務の遂行上著しい「支障」に該当するものでもないのである。

　　ウ　結論

以上により、実施機関が主張する条例第８条第１項第４号に該当する故に、本件での非公開決定処分を行ったという点は、条例（第８条第１項第４号）の解釈及びその適用を誤った違法な行政処分と言わざるを得ず、その取り消しは免れないものというべきものである。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　卓越した技能者の表彰について

卓越した技能者の表彰は、技能者表彰規程（昭和４２年労働省告示第３８号）に基づき、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とした厚生労働省（昭和６１年度当時は労働省）の表彰制度である。

被表彰者は、次の各号のすべての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体等が推薦した者（昭和６１年度当時は都道府県知事の推薦のみ）のうちから、厚生労働大臣（昭和６１年度当時は労働大臣）が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定することとなっている。

（１）きわめてすぐれた技能を有する者

（２）現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者

（３）技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者

（４）他の技能者の模範と認められる者

２　本件決定における条例第９条第１号の該当性について

条例第９条第１号では、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定められており、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」と規定している。

本件行政文書には、個人の生年月日、本籍等が記載されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報に関して、実施機関は該当性を認めたものである。この点、異議申立人においても、当該部分は開示請求の対象情報としていないが、当該部分のみを非開示にすること（一部非開示）により、部分公開が可能と異議申立人は主張している。

実施機関は、条例第９条第１号に該当する部分を除く部分については、条例第８条第１項第４号に該当すると判断するため、本件決定を行ったものである。なお、条例第８条第１項第４号の該当性については、次に述べる。

３　本件決定における条例第８条第１項第４号の該当性について

条例第８条では、行政文書公開制度における適用除外事項を定め、該当する情報については、実施機関は公開しないことができる旨を規定し、同条第１項第４号では、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」と規定している。

本件行政文書には、個人の具体的な技能、功績等が記載されており、これらを公にした場合、個人の技能、功績等は一人ひとり異なるものであり、また、功績の評価は時代の変化に伴って変化するものであるが、記載された技能、功績等と同様の技能、功績等をもって当該表彰が授与された、あるいは授与されるという誤解や憶測を招くおそれが生じるとともに、これにより実施機関へ推薦する団体が行う被表彰者の選定作業や実施機関が行う厚生労働省への被表彰者の推薦作業、さらには被表彰者を決定する厚生労働省における審査等にも支障を及ぼすおそれがあると認められる。

４　まとめ

以上の理由により、本件行政文書については、条例第９条第１号及び条例第８条第１項第４号の規定により非公開決定としたものである。

５　結語

以上のとおり、本件処分は、条例の規定に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　実施機関は、本件行政文書に記録された情報について、条例第９条第１号及び条例第８条第１項第４号に該当すると主張しているので、以下検討する。

（１）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

情報が記録された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

（２）本件行政文書に記録されている情報の条例第９条第１号該当性について

　　　本件行政文書である調書及び推薦理由書の記録内容は、卓越した技能者の表彰に関して、被表彰者を労働大臣（当時）に推薦するために作成されたものであり、被表彰者に関する情報が記録されており、（１）ア及びイに該当するが、調書の様式及び「企業全体の従業員数」欄に記録されている従業員数については、本号に該当しない。よって、公開が妥当である。

　　次に、調書の様式及び「企業全体の従業員数」欄に記録されている従業員数以外の情報について、（１）ウの要件に該当するか否かを検討する。

　　　ア　調書に記録されている情報

調書に記録されている情報について、「都道府県名」、「職業部門」、「職種名（１）」、「職種名（２）」、「産業名」、「氏名」の各欄に記録されている情報及び、「生年月日」欄に記録されている年齢、「事業所名」欄に記録されている企業名、「免許・資格等名」欄に記録されている情報のうちすでに公にされている情報、「功績・貢献の概要」欄に記録されている情報のうち１の表題及び２の表題、「後進指導育成の概要」欄に記録されている情報のうち２の表題については、「昭和６１年度卓越した技能者の表彰被表彰者名簿」に記録されている情報で、すでに公にされている情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められないことから、（１）ウの要件に該当しないため、公開が妥当である。

　　　　　「都道府県番号」欄に記録されている情報については、一般に公にされている情報であり、「都道府県名」欄に記載された情報がすでに公にされていることから、（１）ウの要件に該当しないため、公開が妥当である。

　　　　　「表彰」欄に記録されている情報のうち、本件行政文書に係る被表彰者が受賞したことがすでに公になっている表彰名については、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められないことから、（１）ウの要件に該当しないため、公開が妥当である。

　　　　　「現住所」欄に記録されている住所、郵便番号、電話番号については、被表彰者名簿に記載されている情報であるが、現在の同表彰の被表彰者名簿では、被表彰者の住所、電話番号については、記載されておらず、住所、郵便番号、電話番号の情報は、個人のプライバシーに関する情報であり、現在では、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、（１）ウの要件に該当するため、非公開が妥当である。

　　　　　「最終学歴」、「本籍」、「就業地の所在地」、「職歴」、「在職期間」、「在職年月日」、「重複を除く年月数」、「免許・資格等の取得年月」、「過去の推薦回数」の各欄に記録されている情報及び「生年月日」欄に記録されている生年月日及び性別、「事業所名」欄の企業名以外の情報、「表彰」欄に記録されている公開が妥当とした情報以外の情報、「免許・資格等名」欄に記録されている公開が妥当とした情報以外の情報については、公にされている情報ではなく、個人のプライバシーに関する情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、（１）ウの要件に該当するため、非公開が妥当である。

　　　　　「技能の概要」、「功績・貢献の概要」、「後進指導育成の概要」、「現役性」、「推薦団体又は推薦者及び推薦理由」の各欄に記録されている情報のうち、上記で公開が妥当とした部分以外について検討する。これらの情報については、被表彰者を推薦するために、推薦者が被表彰者に関して記載したものであり、その内容は、被表彰者の技能や功績等について、推薦者の主観的な評価等が記録されており、実施機関によれば、被表彰者に開示されるものではないとのことである。当該評価等については、たとえ本人の有する技能や功績等を高く評価するものであるとしても、記載されている詳細な内容について、本人の知り得ない状態で公開することにより第三者に流通させることは適切ではなく、その評価等の内容に関して、被表彰者が第三者の批判にさらされるおそれも否めない。また、推薦団体等については、実施機関が民間産業団体、商工会議所、市町村等に推薦を求めており、技能の種類により推薦団体等が固定されているものではなく、どこから推薦されたのかについては、通常、公にされるものではない。

よって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、（１）ウの要件に該当するため、非公開が妥当である。

　　　イ　推薦理由書に記録された情報について

　　　　　推薦理由書に記録された情報ついては、被表彰者を推薦するために、推薦者が被表彰者に関して記載したものであり、その内容は、被表彰者の技能や功績等についての推薦者の主観的な評価等が記載されており、上記の調書に記録されている技能や功績等と同様の理由により一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、（１）ウの要件に該当するため、非公開が妥当である。

（３）条例第８条第１項第４号について

　　　　行政が行う事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれがあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものもある。

　　　　このような支障を防止するため、これらの情報は公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

　　　　同号は、

ア　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

　　　は、公開しないことができる旨を定めている。

（４）本件行政文書に記録されている情報の条例第８条第１項第４号該当性について

　　　　本件行政文書である調書及び推薦理由書は、卓越した技能者の表彰に関して、被表彰者を労働大臣（当時）に推薦するために作成されたものであり、「府の機関が行う表彰事務に関する情報」として、（３）アの要件に該当する。

　　　　次に（３）イの要件に該当するか検討する。

　　　　実施機関は、本件行政文書には、個人の具体的な技能、功績等が記載されており、これらを公にした場合、実施機関へ推薦する団体が行う被表彰者の選定作業や実施機関が行う厚生労働省への被表彰者の推薦作業等に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

本件行政文書のうち調書の様式及び「企業全体の従業員数」欄に記録されている従業員数については、これを公にすることにより、実施機関が行う表彰に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、（３）イの要件に該当しないため、公開が妥当である。

　　　　本件行政文書のうち調書に記録された上記以外の情報に関して、（２）において公開が妥当であるとした部分について、（３）イの要件に該当するか否かを検討したところ、当該情報については、被表彰者名簿に記載されているなど、すでに公になっている情報であることから、（３）イの要件には該当しないため、公開が妥当である。

なお、異議申立人は、「仮に３０年前の時点では、記載された技能、功績等と同様の技能、功績等をもって当該表彰が授与された、あるいは授与されるという誤解や憶測をするという可能性があったとしても、それが現在まで続くということはおよそ現実的ではない」ので、条例第８条第１項第４号に該当しないと主張しているが、本件行政文書に記録されている情報について、公開が妥当であると判断した以外の部分については、上記（２）において、条例第９条第１号に該当し、非公開が妥当と判断したことから、異議申立人の主張については、本審査会としては、判断しない。

３　結論

　　　以上のとおりであるから、本件異議申立ては、本件行政文書のうち、別表に掲げる部分を除く部分の公開を求める部分については理由があり、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員）

小谷寛子、尾形健、近藤亜矢子、長谷川佳彦

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 行政文書の名称 | 非公開が妥当と判断した部分 |
| 調書 | ・生年月日欄に記録された年齢以外の情報・最終学歴、本籍、現住所の各欄に記録された情報・就業地の事業所名欄に記録された企業名と企業全体の従業員数以外の情報・就業地の所在地欄に記録された情報・職歴、在職期間、在職年月日、重複を除く年月数の各欄に記録された情報・表彰欄に記録された情報の１行目～４行目・免許・資格等名欄に記録された情報の３行目・取得年月欄に記録された情報・技能の概要欄に記録された情報・功績・貢献の概要欄に記録された情報の２行目～９行目、１１行目～２５行目・後進指導育成の概要欄に記録された情報の１行目～７行目、９行目～１２行目、１４行目～１５行目・現役性、過去の推薦回数欄に記録された情報・推薦団体又は推薦者及び推薦理由欄に記録された情報 |
| 推薦理由書 | すべて |